

立川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 11 月 28 日

提出者 立川市長 酒井大史

理由

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うことも家庭庁関係内閣府
令の整備等に関する内閣府令（令和 7 年内閣府令第 80 号）の施行による。

立川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

立川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年立川市条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
(虐待等の禁止) 第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法 <u>第33条の10第1項各号</u> に掲げる行為その他当該利用者的心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(虐待等の禁止) 第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法 <u>第33条の10各号</u> に掲げる行為その他当該利用者的心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。